

安曇野市自治基本条例（仮称）制定市民会議 委員各位：

第1回安曇野市自治基本条例（仮称）制定市民会議では、市が実施したアンケート結果と市民ワークショップの経過を振り返り、まだまだ自治基本条例の認知度は低いながらも、このような条例を制定することの意義を確認することができました。

条例の構成および具体的内容を検討し、条例の基本的な骨格を提示するという市民会議の役割を果たすため、以下のような議題設定に沿って会議を運営致したく存じます。忌憚のない意見を出し合いながら、充実した会議となりますよう、よろしくご協力をお願い致します。

当会議で扱う内容が多岐にわたるため、毎回の会議の議題を委員の皆様にあらかじめ把握していただいた上で審議を進めることが適当と存じ、別添資料1に毎回の審議項目をお示ししました。疑問点あるいは事前に確かめておきたい点等があれば、幸い会議にはアドバイザーとして松本大学の木村教授も参加しておられますので、何なりと事前に事務局へお尋ねくださいますようお願い致します。

なお、第2回目の会議開催日は1月14日とさせていただきますが、3回目以降については未定ですので、その都度、委員の皆様と相談の上で決定致します。

平成28年1月4日

安曇野市自治基本条例（仮称）制定市民会議会長 田村 浩

第2回制定市民会議（1/14）の協議項目

① 「前文」

- ・ 一般的には、市の簡単な歴史と概要→市政運営を取り巻く状況と今後の課題→条例制定に至る経緯→「協働」「住民参加」等の基本方針（→「最高規範」の表現を盛り込む場合もあり）
- ・ 全体としてどのようなタイプの前文にするか（一般的でよいか、個性的であるべきか）
- ・ 安曇野市として特に盛り込むべきものはあるか

② 「総則」

- ・ 目的（「市民、市議会、執行機関の役割と責務を明らかにし……………」 「市民の権利と責務を明確にし、住民参加の実をあげるべく、この条例を制定……………」 etc.
- ・ 条例の位置づけ（前文で「最高規範」を謳わない場合はここで）
- ・ 定義（どこまでを市民とするか、住民と市民の区別、区の定義、市の定義、etc.——ワークショップ報告書 p6 参照）
- ・ 自治の基本原則（市民主体、市民と市議会と市の執行機関による協働、情報共有あるいは情報公開）

③ 市民の役割

- ・ 市民の「権利」、「役割」、「責務」、「責任」、「義務」等、どの表現にするか
- ・ 市政へ参加する権利（計画立案段階から）
- ・ 市政に関する情報を知る権利
- ・ 市政運営へ積極的に参加する（よう努める）（ものとする）
- ・ 市政への参加に際し発言と行動に責任を持つ（よう努める）（ものとする）

④ 市の執行機関の役割（報告書 p7～p8 参照）

- ・ 「市長」、「職員」、「各委員会」ごとの条文があり得る（「市長は、……………するものとする」「職員は、……………に努めなければならない」 etc.）
- ・ 詳細は行政基本条例を制定しそこに譲るか、市政運営に関する規定が自治基本条例の核心部と考え、ここで各機関の役割を大まかに規定し、「⑦市政運営」の項目に執行機関のあり方を詳しく盛り込むか

⑤ 議会の役割（報告書 p8～p9 参照）

- ・ 議会基本条例との関係に配慮して

第3回制定市民会議の協議項目

⑥ 地域コミュニティ（報告書 p9～p11 参照）

- ・ 区を地域コミュニティの基本単位とする
- ・ 区は、地域づくりの担い手
- ・ 区は、市民が安心して安全に生活できる地域を創る役割を担う
- ・ 区は、市民が心豊かに暮らすことができる地域を創る役割を担う
- ・ 区は、市民相互の連携を図りながら、地域課題の解決に向けて役割を果たす
- ・ 市民は区に加入するものとする
- ・ 市は各区がその機能を十分に果たせるよう適切な支援、措置を講ずるものとする
- ・ 多くの市民が区を市政運営の核と考えていることを踏まえ、どこまで踏み込むか

⑦ 市政運営

- ・ 法令の遵守
- ・ 附属機関の設置、多様な意見が反映する委員任命（審議会等の構成・選任の仕方）
- ・ 市民の参加による総合計画の策定（他の条例との関連？）
- ・ 健全な財政運営
- ・ 市長と市民との対話
- ・ 執行機関職員の能力向上（報告書 p7～p8 参照）
- ・ 情報公開
- ・ 個人情報の保護
- ・ 市の説明責任
- ・ 市民からの意見、要望、問い合わせへの応答責任
- ・ 行政評価の実施と、結果の公表
- ・ 処分、指導、届出等の手続に関しわかりやすい説明に努め、手続きを適正に行う

⑧ まちづくりへの参加推進（「⑦市政運営」の項目に落とし込むことも可）

- ・ 市民はすべて平等にまちづくりに参加する権利を持つ（事業者も含む）
- ・ 青少年および子供も、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を持つ
- ・ 市民参加の考え方（できるだけ参加しやすい方策が必要、例えば「市は市民ができるだけ参加しやすい方策を講ずるものとする」etc.）
- ・ 市民参加の仕組みの一つとして「まちづくり推進会議」を自治基本条例に位置づけるか否か（報告書 p12 参照）

第4回制定市民会議の協議項目

⑨ 住民投票

- ・「住民投票」の表現か「市民投票」の表現か？
- ・常設型（＝あらかじめ住民投票の制度を自治基本条例で規定し、それに則って実施）、どのような問題ならば実施するのか、どのような条件や手続きに依るかの規定が必要
- ・逐次型（＝重要問題に関しその都度問題を限定した条例を制定して投票を実施＝現行）
1/50の署名 → 市長に条例制定を請求 → 市議会へ付議（現行の地方自治法）
1/50の署名 → 市長に住民投票実施を請求 → 市議会へ付議（実施を明記する場合）
- ・逐次型をひとつの条文にまとめて表現する場合：
「市は、市政の重要事項について、直接市民の意思を確認するため、
《“市議会の同意を得て” “市議会の議決に基づいて” “市議会の議決を経て”
“条例の定めるところにより” “事案ごとに制定される条例に基づいて” 》
住民投票を実施することができる」
- ・逐次型で、条文を1項、2項に分けて表現する場合：
「(1項) 市は、市政の重要事項について、直接市民の意思を確認するため市民投票を実施することができる
(2項) 市民投票の実施に関し必要な事項は、事案に応じてその都度、条例で定める」
- ・「結果の尊重」を盛り込むか否か？（現状では、結果の取扱は様々にあり得る）

⑩ 条例の見直し

- ・3～5年以内に妥当性を検討し、必要ならば見直すこととする
- ・主語は「市長は」か「市は」か？

⑪ その他、盛り込むか否かを検討すべき内容

- ・自然環境保護に関する条文を設けるか？
- ・危機管理、防災意識にもとづいたまちづくりという考え方は？
- ・市民からの意見公募、パブリックコメント等に触れるか？
- ・他の自治体との連携に関する内容盛り込むか？
- ・条例等の体系に触れるか？（「自治基本条例を基礎に、各分野別の一般条例制定に努力する」（三層構造を念頭に）

第5回制定市民会議の協議項目

- ・最終の確認と取りまとめ